委員会報告第 ６ 号

総 務 財 政 常 任 委 員 会 報 告 書

令和４年１２月８日第４回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 ５ 年 ２ 月１４日

七飯町議会議長　　木　下　　敏　　様

総務財政常任委員会
委 員 長　　池　田　誠　悦

記

１．事件名
令和４年議案第５９号　七飯町個人情報保護法施行条例の制定について
令和４年議案第６０号　七飯町個人情報保護審査会条例の制定について

２．審査の経過
令和４年１２月９日、令和５年２月１日、１４日の３日間、委員会を開催し、情報防災課長の出席を求め、審査を行った。

３．決定及び理由
（１）決　　定
原案可決

（２）理　　由
当委員会に付託された、令和４年議案第５９号七飯町個人情報保護法施行条

例、令和４年議案第６０号七飯町個人情報保護審査会条例については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の改正に伴い条例の制定をしようとするものである。

法の改正により、これまで各地方公共団体ごとに定めていた個人情報の取扱いに関する規定を、法により全国的な共通ルールを規定することとした一方、地方公共団体においては、法を施行するために必要となる事項を独自で条例により定めることができるとされた。

これに伴い、現在七飯町において運用している七飯町個人情報保護条例（平成１２年条例第１５号）及び七飯町特定個人情報保護条例（平成２７年条例第１８号）を廃止するとともに、現行条例の基本理念を後退させることのないよう、法を施行するために七飯町において必要となる事項を、新たに制定する七飯町個人情報保護法施行条例に定め、個人情報保護審査会について必要となる事項を、新たに制定する七飯町個人情報保護審査会条例に定めるほか、関係条例を一部改正するものである。

はじめに、令和４年議案第５９号七飯町個人情報保護法施行条例については、第１条に「趣旨」、第２条に「定義」を定めている。

第３条は「個人情報ファイル簿の作成及び公表」で、実施機関が個人情報ファイル簿を作成し公表しなければならないと規定しており、町の施行細則において、本人の数が５００人以上の個人情報ファイルが該当するとしている。

第４条は「手数料等」で、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とすることを規定している。

第５条は「開示決定等の期限」で、開示請求があった日から原則１４日以内（特定個人情報に係る開示請求にあっては３０日以内）に決定を行うことを義務づけている。

第６条は「開示決定等の期限の特例」で、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合には、期限の特例規定を適用すると規定している。

第７条は「審査会への諮問」で、必要であると認めるときは、七飯町個人情報保護審査会に諮問することができると規定している。

第８条は「委任」で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めると規定している。

附則として、この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行するとしており、令和５年４月１

日の予定となっている。

次に、令和４年議案第６０号七飯町個人情報保護審査会条例については、第１条は「設置」、第２条は「所掌事務」について定めている。

第３条は「組織及び委員」、第４条は「会長及び副会長」について定め、審査会の委員は３人で組織し、委員の任期は２年と規定している。

第５条は「会議」、第６条は「審査会の調査権限」について定め、審査会は必要があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができると規定している。

第７条は「意見の陳述」、第８条は「意見書等の提出」について定め、審査会は、審査請求人等から申立てがあった場合、口頭による意見を述べる機会を与え、審査請求人等は審査会に対し、意見書等を提出することができると規定している。

第９条は「提出資料の閲覧等」、第１０条は「諮問に対する答申」、第１１条は「会長への委任」について定め、審査会は実施機関に対し、諮問があった日から６０日以内に書面により答申するよう努めなければならないと規定している。

附則として、この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行するとしており、令和５年４月１日の予定となっている。ただし、審査会委員を委嘱できる日については、公布の日から施行するとしている。

委員からの質疑においては、

①　審査会の部分を施行条例に含まず、新規制定した理由はなぜか

②　個人情報ファイルとはどのようなものか

③　個人情報ファイル簿の作成について、法では１，０００人以上についてファイル簿の作成を定めているが、町が５００人以上とした理由はなぜか

④　特定個人情報とはどのようなものか

⑤　ファイル簿を公表する場合、第三者にマイナンバーを公表することになるのか

⑥　第三者が個人情報開示請求等を行うことは可能か

という質問に対し、

①　法の適用除外となった議会の個人情報保護に関する審査請求について、審

査会で審査できるようにするためである

② 個人情報ファイルとは、例えば固定資産台帳や要支援者名簿等である

③ 町で事前に該当するファイルの調査を行ったところ、令和４年１１月現在で１，０００人以上のファイルが５９種類、５００人以上のファイルが８５種類であったことから、対象ファイルを広範囲とするため、５００人以上とした

④ 特定個人情報とは、マイナンバーが含まれている情報を表している

⑤ ファイル簿の公表とは、５００人以上の個人情報が含まれているファイルの名称、例えば固定資産台帳等の名称を記載したファイル簿の公表のことであり、個人の情報を公表することではない

⑥ 個人情報開示請求等の申請者は本人か、本人から委任された人であり、第三者は出来ない

と答弁があった。

以上のことを留意のうえ、各条例の内容を審査したところ、法の施行に伴う一連の条例の制定であり、現行条例である「七飯町個人情報保護条例」及び「七飯町特定個人情報保護条例」の基本理念を後退させることがないよう必要な事項を定めているものであり、採決の結果、いずれも出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、条例制定後に本条例の詳細について、町広報・ホームページ等により町民に分かり易く周知を図ることを望むものである。